

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県附属機関条例の制定により、長野県指導力不足等教員判定委員会が附属機関に位置付けられることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

長野県指導力不足等教員判定委員会が長野県附属機関条例の規定に基づき設置された委員会であることを明記する。

3 施行期日

令和2年4月1日

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則（平成20年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第1項の規定により設置された長野県指導力不足等教員判定委員会（以下この条において「判定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第6条第2項中「専門家等」を「判定委員会の委員」に改め、同条第3項中「組織及び」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育政策課

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(判定委員会)</p> <p>第6条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、<u>長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）第2条第1項の規定により設置された長野県指導力不足等教員判定委員会（以下この条において「判定委員会」という。）</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 <u>判定委員会の委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>3 判定委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(判定委員会)</p> <p>第6条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、<u>教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者（以下「専門家等」という。）</u>で構成する判定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 <u>専門家等</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>3 判定委員会の<u>組織及び運営等</u>に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>